

令和4年度 十神小学校いじめ防止基本方針

安来市立十神小学校

令和4年4月改訂

はじめに

いじめは、子どもたちの心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来にわたっていじめを受けた子どもを苦しめるばかりか、人間の尊厳を侵害し、生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのある絶対に許されない行為である。また、いじめはどの学校にも、どの学級にもどの子どもにも起こりえるものであるという基本的認識のもと、日常的にいじめの未然防止に取り組まなくてはならない。

そのためには、常に保護者や地域、関係機関との連携を図りつつ、学校全体で組織的にいじめ防止及び早期発見に努めるとともに、子どもがいじめを受けていると思われるときは迅速かつ適切に対処し、さらにその再発防止に努めるものである。

I いじめの定義といじめに対する本校の基本的な考え方

1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条には、「いじめ」は次のように定義されている。

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

また、平成29年10月11日通知の「いじめの防止等のための基本的な方針」の中では、

○個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

○いじめの認知は、特定の職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

*けんかやふざけ合いではあっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

*好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

と、述べられている。

「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「安来市いじめ防止基本方針」をもとに、本校の「いじめ防止対策基本方針」を策定する。

2 基本的な考え方

本校においては、次のような基本的な考え方をもとにいじめ問題に取り組む。

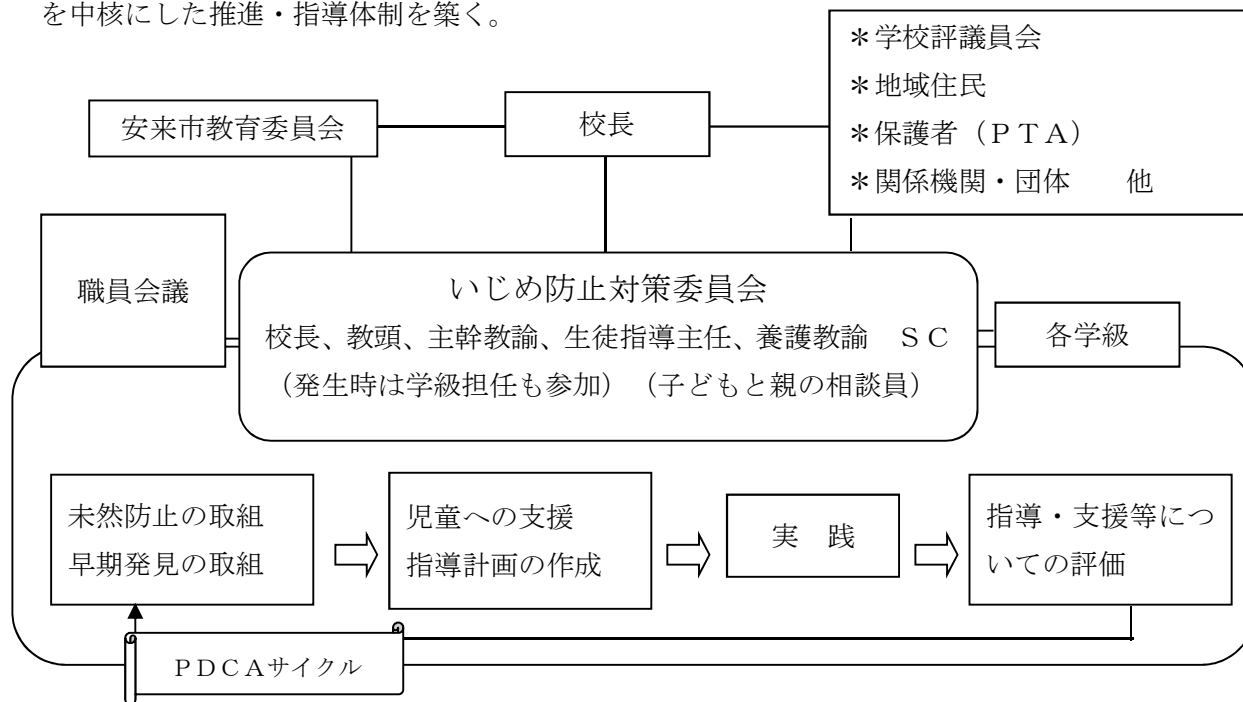
- * 学校、学級内で児童一人一人が認められ、お互いを大切にしよう温かな人間関係を築く。
- * 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気をつくり、いじめを未然に防止する。
- * 児童、教職員の人権尊重の意識を高める。
- * 児童の思いやりの心や命の大切さを育む教育活動を充実する。
- * 児童一人一人の変化に気づく感覚や、児童・保護者からの話を親身に聞く姿勢をもつ。
- * いじめを早期に発見し、組織的対応を行い、いじめ問題を早期に解決する。
- * いじめ問題について、保護者・地域・関係機関との連携を深める。

3 いじめの正確な認知

いじめの正確な認知のために、資料『いじめの認知について』をもとに全職員で研修の場をもつとともに、『不登校重大事態に係る調査の指針』についても全職員で読み合わせ、共通理解を図る。

II 推進・指導体制

いじめ防止対策推進法第 22 条に基づき、校内に「いじめ防止対策委員会」を設置し、この委員会を中核にした推進・指導体制を築く。



1 いじめ防止対策委員会

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、養護教諭を基本に構成し、発生時には学級担任、スクールカウンセラー等が加わる。いじめ防止対策委員会は、次のような役割を担う。

- * 十神小学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- * いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う（いじめ未然防止）。
- * いじめの相談・通報を受け付ける窓口（いじめの早期発見）。
- * いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う（いじめの早期発見・事案対処）
- * いじめに係る情報があつた時には緊急会議を開催するなどして、情報の迅速な共有、関係児童に

対するアンケート調査、聴き取り調査により、事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。

- * いじめ被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- * 十神小学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。
- * 十神小学校いじめ防止基本方針が当該児童の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、基本方針の見直しを行う。（以上各種取組）

2 各学級

各学級においては、担任が児童理解に努め、年間指導計画に位置付けられた取組の確実な実践を行う。特に、いじめの早期発見・早期対応に向けた取組については、チェックリストをもとに、児童の状況について細かく見取り、状況を把握する。

3 職員会議

いじめ・不登校等の諸問題に関する、指導方針、指導方法について、全教職員で共通理解を図り、効果的な指導となるよう情報の共有化を図る。定例の職員会議において、いじめ等に関する教職員の共通理解の場を設ける。また、定期的に「児童に関する情報交換会」をもち、児童の多面的理解に努める。

4 P T A ・学校評議員会

日常的にP T A（保護者）や地域と連携を図り、学校のいじめ問題に対する基本的な考え方や指導方針、指導体制等について会合や学校だより等をとおして説明し、理解と協力を得る。また、学校評議員会に対しては、生徒指導上の諸問題発生時には、状況やその分析等の具体的な資料を提示し、積極的に意見や助言を求める。

Ⅲ いじめの未然防止

1 日々の授業の充実

(1) 楽しい授業・分かる授業づくり

- ① 一人一人の認知特性や定着度の把握に努め、基礎的・基本事項の確実な習得を図る。
- ② ペア学習・グループ学習など協同的な学習活動を工夫し、すべての児童が参加・活躍でき、認められる授業づくりを進め、学習活動での達成感・成就感を味わわせる。
- ③ 体験的な活動を充実させ、地域の人とのかかわりを大切に学習活動を展開する。

(2) 校内研究

「確かな言葉でつながり合う子どもの育成 ～つけたい力を明確にした説明的な文章の指導を通して～」を研究主題に取り組み、言葉への感性を豊かに育てる。

2 道徳教育の充実

- (1) 思いやりの心や児童一人一人がかけがえのない存在であるといった命を大切にすることを育む。
- (2) 児童の自尊感情や自己肯定感・自己有用感を高める。
- (3) 授業では資料をとおし、相手の心情をよく考え、自己の言動を振り返る場を設ける。
- (4) いじめの構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。
- (5) 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心を育てる。

3 特別活動等の取組の充実

- (1) 特別活動全体をとおして

① 全校で「あいさつの習慣化」に取り組む。

② アンケートQ Uの結果を活用したり、ソーシャルスキルトレーニング等を実施したりして、児童の実態を十分に把握し、学級づくりを進める。

③ よりよい集団活動をとおして学校・学級への所属感を高め、児童の自治的な能力や自主的な態度を育てる。（望ましい人間関係づくり）

④ 学級で自分たちの学習集団としての目標を決めさせ、全員で協力する活動を意図的・計画的に実践する（学級の支持的風土の育成）。

⑤ キャリアパスポートを活用し、自らの学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、これからの生き方を考えたりさせる。

(2) 児童会活動

児童会によるいじめ防止等の啓発活動（人権集会でのスローガンについての話し合い）を通して、児童の主体的な活動を促進することで、いじめを許さない風土づくりを進める。

(3) 縦割り班活動・異学年交流の充実

① 教育活動の中に、縦割り班での活動を計画的に取り入れることにより、連帯感や存在感を高める。また高学年では思いやりの心、低学年では上級生に対するあこがれの気持ちを育てる。

② 人権集会をとおして、自分たちの言動や友だちとの関わり方をふりかえり、よりよい学校づくりについて、主体的に考える場をもつ。

(4) 日々の学級での取組をとおして

帰りの会などで、友だちのよかったところを発表したり、学級全体の成長を確認したりするなどして、お互いによさや頑張りを認め合う場をもつ。

4 教職員の人権意識の高揚と指導力の向上

(1) いじめの端緒となったり助長したりする職員の不適切な発言（差別的な発言や児童を傷つける発言）や体罰などは一切排除する。

(2) 日々の学校生活の中で、児童の人権を尊重した言動及び自己評価に努める。

(3) スクールカウンセラーなどを講師とした校内研修を複数回に開催し人権意識を高める。いじめの認知の研修も定期的に行う。

IV いじめの早期発見

いじめは、早期発見が早期解決につながる。教職員と児童との信頼関係を構築したり、教職員のいじめの認知能力を高めたりすることを基本に、次のような取組を進める。

1 日々の観察

(1) 健康観察の重要性を共通理解し、健康観察によって得られた情報について、迅速に対応できるような校内連携システムを構築する（観察から相談、指導へ）。

(2) 休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、子どもたちの様子に目を配り、「子どもがいるところには、教職員がいる」ことを目指す。

(3) 次のようなポイントをもとにいじめの兆候を見逃さず、早期に対応していく。

《登下校時》

- 遅刻・欠席が増える（3日目までにチェック）。
- 始業時間ぎりぎりの登校が目立つ。
- 視線が合わず、あいさつをしなくなる。
- 表情がさえず、うつむきがちになる。

《朝の会》

- 提出物を忘れたり、期限に遅れたりする。
- 健康観察の際、声が小さい。ぼんやりしていることが多い。
- 体調不良（頭痛、腹痛、吐き気等）を訴える。

《授業中》

- 保健室、トイレによく行くようになる。
- 授業道具等の忘れ物が目立つ。
- 周囲の児童が、机、椅子を離してすわろうとする。
- 教科書、ノート等に落書き、汚れがある。
- 正しい答えを冷やかされる。発言すると周囲がざわつく
- グループ分けで孤立しがちになる。
- 球技の際にパスされなかったり、パスが集中したりする。

《休憩時間》

- 教室や図書室で一人で過ごすことが多い。
- 今まで一緒だったグループから外れている。
- 訳もなく階段や廊下を歩いていたたり、用もないのに職員室に来たりする。
- 友だちと一緒にいても表情が暗い。おどおどした様子で友だちについていく。
- 理由もなく服を汚していたり、ボタンが取れていたたりする。

《給食時》

- 机を寄せて席を作ろうとしない。
- その子どもが配膳すると、嫌がられる。
- 食べ物にいたずらされる。（盛りつけない。わざと多く盛り付ける）
- 食欲がない。
- 笑顔がなく、黙って食べている。

《掃除時》

- その子どもの机やいすだけが運ばれず、放置されている。
- その子どもの机をふさげながら蹴ったり、掃除用具でたたいたりしている。
- 一人離れて掃除している。
- 目の前にゴミを投げ捨てられる。

《放課後》

- 下校が早い。あるいはいつまでも学校に残っている。
- 昇降口や校門付近で、不安そうな顔をしておどおどしている。
- みんなの持ち物を持たされている。
- 通常の通学路を通らずに帰宅する。
- 靴や鞆、傘など、持ち物が紛失する。靴箱にいたずらされる。

《その他》

- 教科書や机、掲示物にいたずら書きされる。
- 叩かれる、押される、蹴られる、突かれるなど、ちょっかいを出される。
- 独り言を言ったり、急に大声を出したりする。
- 教師と視線を合わさない。話すときに不安そうな表情をする。
- 宿題や集金などの提出が遅れる。
- 刃物など、危険な物を所持する。

2 日記、連絡帳の活用

- (1) 日記の他、連絡帳の活用によって、担任と児童・保護者が日常的に連絡を密に取り、信頼関係を構築する。
- (2) 気になる内容については、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

3 教育相談の実施

- (1) 各学期に1回（6月、11月、2月）に、教育相談週間を設定する。全児童を対象にした教育相談を実施する。担任の他、児童の希望する職員との教育相談も実施する。
- (2) 日常的な声かけを大切にし、教職員と児童の信頼関係を形成する。
- (3) スクールカウンセラーとの連携を密にし、コンサルテーションによる情報については、職員会議

やケース会議等で共有を図る。

- (4) 必要に応じ、スクールソーシャルワーカーとの連携を図る。
- (5) 保健室での「にこちゃんポスト」など、いろいろなチャンネルを通して児童の声に耳を傾ける。

4 いじめ実態調査アンケート

- (1) 年2回の生活アンケートの他、学期に1～2回、いじめについてのアンケートを実施する。
結果については学級担任が集計し、生徒指導主任に報告する。心配される状況がある場合には、教育相談を早急に実施する。その結果によっては、緊急に「いじめ防止対策委員会」を招集する。
- (2) 記名・無記名等の配慮事項については、児童の実態をもとに検討する。

5 教職員の情報共有

生徒指導職員会議等で、気になる児童の実態についての情報交換の場を設定し、情報の共有化を図る。また、複数の目で児童を見ていく体制をつくり、より多面的な理解を図り、場合によっては「いじめ防止対策委員会」を開催し、検討する。

6 家庭からの訴え・地域からの情報提供と啓発

- (1) 保護者、地域との信頼関係を基盤に、保護者からの訴えや地域からの情報提供には、真摯に耳を傾ける。管理職を含めた複数で対応し、誠意をもった対応に努める。
- (2) 学級での懇談会や研修会などを通し、地域や保護者への啓発に努める。

7 いじめ防止対策委員会の周知

- (1) 児童に対し、いじめ対策委員会の存在やその活動について知らせ、特にいじめを受けた児童を徹底して守り通し、迅速かつ適切に解決する機関であることを周知する。
- (2) 保護者に対し、PTA総会の場において、いじめ対策委員会の存在やその活動について知らせ、相談・通報の窓口であることを周知する。

V いじめへの対応（早期発見・事態対応マニュアル）

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに学校いじめ対策組織に対し当該いじめにかかる情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめにかかる情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、同項の規定に違反しうる。（いじめ防止のための基本的な方針）

を受け、「いつ、どこで、誰が、何を、どのように」が簡易に報告できる用紙を別途準備し、情報を把握後、すぐに用紙に記入し、口頭での報告にあわせ生徒指導主任に提出することとする。

【いじめの把握】

- | | |
|-----------------------|------------------|
| ○学級担任及び学級担任外の教職員による発見 | ○養護教諭による発見 |
| ○アンケート調査による発見 | ○スクールカウンセラーによる発見 |
| ○学校以外の関係機関からの情報 | ○本人からの訴え |
| ○児童（本人を除く）からの情報 | ○地域住民等からの情報 |
| ○児童（本人）の保護者からの情報 | ○その他 |

【いじめの報告】（いじめ防止対策委員会への報告）

- 把握者（☆）→（学級担任等）☆→生徒指導主任→主幹教諭→教頭→校長
☆所定の用紙に記入し口頭での報告にあわせ提出する



【事実確認・方針決定】（いじめ防止対策委員会における協議）

- 事実確認の把握 いじめ認知の判断 指導方針の確認 個別指導の検討
役割分担（対応チームの編成） 全教職員による共通理解 関係機関との連携



【いじめへの対応】（いじめ防止対策委員会による対応）

- いじめを受けた児童への支援 いじめを行った児童への指導
周囲の児童への働きかけ いじめを受けた児童の保護者への支援
安来市教育委員会への報告 いじめを行った児童の保護者への助言
関係機関への相談（中央児童相談所、警察等）
特に配慮が必要な児童への対応
いじめの解消の判断

- ① いじめに係る行為が止んでいること・・・3ヶ月を目安として継続している。
 ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと・・・判断は、本人・保護者と面談で確認

	いじめを受けた児童	いじめを行った児童	周囲の児童
校 内	＊いじめの行為から徹底して 守り通す。 ＊安全確保のための巡視体制 を強化する。 ＊3カ月を目安にしたいじめ 解消に向け、組織的に注視 するとともに、継続して自 尊感情を高める等、心のケ アに努める。	＊他者の人権を侵す行為である ことに気付かせ、他者の痛みを 理解させる。 ＊いじめは絶対に許されない行 為であることを自覚させる。 ＊不満やストレスを克服する力 を身に付けさせる等、いじめに 向かうことのないよう支援す る。	＊周囲の大人に知らせること の大切さに気付かせる。 ＊いじめを傍観したり、はやし 立てたりする行為は許され ないことに気付かせる。 ＊自分の問題として捉え、いじ めをなくすため、よりよい学 級や集団をつくることの大切 さを自覚させる。
保 護 者	＊いじめに関する事実経過を 説明する。 ＊今後の指導の方針及び具体 的な手立て、対応の取組に ついて説明する。	＊事実経過の説明をし、家庭にお ける指導を要請する。 ＊いじめを受けた児童及び保護 者への謝罪について協議する。	＊当該児童及び保護者の意向 を確認し、教育的配慮の下、 個人情報に留意し、必要に応 じて今後の対応等について 協力を求める。



【再発防止に向けた取組】

- | | | |
|---|---|--|
| <p>○ 原因の詳細な分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ＊事実の整理、指導方針の再確認 ＊外部の専門家等による助言 <p>○ 学校体制の改善・充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ＊生徒指導体制の点検・改善 ＊教育相談体制の強化やS・Cの派遣要請等 ＊児童理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施 | <p>○ 教育内容及び指導方法の改善・充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ＊児童の居場所づくり、絆づくりなど、学年・学級経営の見直し ＊豊かな心を育てる指導の工夫 ＊わかる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を獲得させる指導など、授業改善の取組 | <p>○ 家庭、地域との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ＊教育方針等の情報提供や教育活動の積極的な公開 ＊アンケート、学校関係者評価等に基づく学校評価の実施 ＊PTA活動や地域行事への積極的な参加による児童の豊かな心の醸成 |
|---|---|--|

ネット上のいじめとは、パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の児童の悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うものである。

(1) 未然防止のために

児童のパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う。具体的には、次のような内容を保護者会等で伝える。

- ① フィルタリングだけでなく、家庭において子どもたちを危険から守るルール作りを行うこと、特に、携帯電話をもたせる必要性について検討する。
- ② インターネットへのアクセスは「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報流出するといった新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと。
- ③ 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子どもたちに深刻な影響を与えるという認識をもつこと。
- ④ 家庭ではメールを見たときの小さな表情の変化など、トラブルに巻き込まれた（巻き込まれそうな）子どもが見せる小さな変化に気づいたときは、躊躇なく問いかけ、速やかに学校に連絡すること。

また、教員自身も校内外の研修の機会を利用して積極的な知識の収集に努める。

(2) 早期発見・早期対応のために

- ① 関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応
 - * 書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を子ども、保護者に指導・助言し、協力して取り組む
 - * 警察等の専門機関と連携を図って取り組む。
- ② 書き込みや画像の削除に向けて
 - * 被害の拡大を防ぐため、書き込み等の削除を迅速に行う。
 - * 誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」であり、決して許される行為ではないことを理解させる。
 - * 匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されることを理解させる。
 - * 書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されることを理解させる。

VII 重大事態への対応について

いじめにより、児童の生命・心身等に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対応を行う。

- (1) 重大事態が発生した場合、直ちに事態発生について安来市教育委員会に報告する。
- (2) 安来市教育委員会と調査主体や調査組織について協議した上で、当該事案へ対応する「いじめ調査委員会」を設置する。
- (3) 上記組織を中心として、当該事案についての客観的な事実関係および再発防止のための調査を行う。
- (4) いじめられた児童又は保護者の希望により、並行して市長及び市教育委員会による調査を実施する場合には、各調査主体が密接に連携し、調査対象となる児童への心理的な負担を考慮しながら調査を実施するものとする。
- (5) 学校が調査主体とならなかった場合、学校は当該事案に関する資料を提供するなど、積極的に調査に協力するものとする。

- (6) 当該事案に係る調査結果については、いじめを受けた児童及び保護者に対し、当該調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

重大事態対応フロー図

～いじめの疑いに関する情報～

- * 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- * いじめの事実の確認を行い、結果を安来市教育委員会へ報告

～重大事態の発生～

- * 安来市教育委員会に重大事態の発生を報告（市教委から市長に報告）
 - ・ 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童が自殺を企図した場合等）
 - ・ 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（30日にこだわらず、「疑い」が生じた段階で、迅速に調査に着手）
 - ※ 「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき」

～安来市教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断～

学校を調査主体とした場合（原則として学校）

安来市教育委員会の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる。

○学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめ防止対策委員会」を母体として、当該重大事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

○調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ 重大事態に対処し、いじめの事実の全容を解明する。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合でも、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

○いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査を開始する前に、丁寧に説明し、被害者等の意向を踏まえた調査をすることを担保。調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠ることがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要

○調査結果を安来市教育委員会に報告（市教委から市長に報告）

- ※ いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果を添える。被害児童・保護者に公表内容を確認する。

○調査結果を踏まえた必要な措置

安来市教育委員会が調査の主体となる場合(○自死事案 ○教育委員会が判断した場合)

○安来市教育委員会の指示のもと、資料の提供など、調査に協力

VIII 学校におけるいじめの防止・対応の取組の公開と点検・評価

1 基本方針の点検・見直し

「十神小学校いじめ防止対応基本方針」が本校の実情に即して機能しているのか、文部科学省の通知等を反映しているのかを点検し、必要に応じて見直す。

2 ホームページへの掲載

「十神小学校いじめ防止対応基本方針」は、ホームページへ掲載し、保護者や地域住民に対し、その内容が確認できるようにする。

3 学校評価の実施

いじめに関する取組や対応の状況について、自己評価及び学校評議員による学校関係者評価を実施し、その結果をもとに改善する。

4 評価システムの活用

評価システムを活用し、日常の児童理解、未然防止や早期発見、いじめ問題を抱え込まず速やかに情報共有を図り、組織的な取組を進めているかどうかについて、当初・中途の面接や評価シートを活用して振り返る。

IX いじめ防止のための取組年間計画

月	いじめ防止対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4	○「いじめ対策基本方針」の確認 ○いじめ防止対策委員会の周知（児童・保護者）	○学級びらき ○新入生歓迎会	○生活アンケート ○身体測定	○授業公開・PTA 総会 ○HP への掲載
5	○校内服務研修（いじめ・不登校）	○安来市小学校陸上大会 ○なかよし運動会	○いじめアンケート	
6		○体力テスト ○ふれあい運動会	○アンケート QU ○教育相談週間	
7	○学期末の評価 ○校内人権教育研修			○授業公開・学級懇談 ○学校評議員会
8	○人権侵害についての事例研修			
9	○校内服務研修（いじめ・不登校）		○いじめアンケート ○身体測定	○授業公開・学級懇談
10		○安来市小中学校連合音楽会 ○なかよし集会（人権集会）		○授業公開（人権教育）
11	○同和問題学習校内研修	○学習発表会	○アンケート QU ○教育相談週間	
12	○学期末の評価		○児童アンケート	○保護者アンケート
1	○学校評価（児童・保護者・自己評価）	○なわとび集会		○学校評議員会（学校関係者評価）
2		○6年生を送る会 ○ふれあい作品展	○生活アンケート ○いじめアンケート ○教育相談週間	
3	○自己評価・学校関係者評価の結果検証→「基本方針」の見直し			
通年	○評価システムを活用した取組（面接・シート）	<p style="text-align: center;">SCによるカウンセリング・コンサルテーション</p> ○読書活動の充実（読み聞かせ、親子読書、学校司書との連携） ○生活目標の取組（あいさつ、言葉遣い、規範意識の向上） ○自治的・主体的な委員会活動、クラブ活動 ○キャリアパスポートの活用	○児童に関する情報交換会（生徒指導職員会議） ○にこちゃんポスト	○学校評議員ほか地域への授業公開、諸行事の案内

《各学級》わかる・楽しい授業づくり、授業を通じた学習集団づくり、道徳教育・人権教育の充実、理解教育
 《全校活動》「あいさつ」の取組、生活目標の取組、なかよし班活動の充実

*いじめ事案が発生した場合は、事案対応マニュアルを基本に、共通理解を図りながら迅速に対応していく。